

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

皆さん、おはようございます。それでは議長の許可が出ましたので、質問させていただきます。先月5日に能登地方を震源とする震度6強の地震が発生し、人的被害は死者1名、重軽傷者44名、住家被害は全壊18棟、半壊15棟、一部破損706棟と大きな被害が発生しています。また飛騨地方においては、高山市、飛騨市、白川村が震度3と揺れ、驚いた方もいらっしゃると思います。地震による建築物に関連した被害発生の防止、または被害拡大の防止を行うため、飛騨市は飛騨市地域防災計画（令和4年度改訂版）において、海溝型地震と内陸直下型地震の被害想定を行っています。被害想定の中で、飛騨市に大きな被害を与えると想定されている地震は、1、南海トラフ巨大地震。2、阿寺断層系による地震。3、跡津川断層による地震。4、養老—桑名—四日市断層帯による地震。5、高山・大原断層帯による地震の5つの地震とされています。地震によって生ずる被害をより少なくするためには、地盤の揺れによる影響を小さくし、建物倒壊や火災による被害を減らすことが重要であり、地震発生時の災害をイメージし、具体的な対策を講じておく必要から、飛騨市地域防災計画に、災害予防計画、災害応急対策計画、地震災害応急対策計画、地震災害復旧計画が盛り込まれ、建築物の防災対策に関しては、飛騨市耐震改修促進計画を令和3年3月に改定して、計画的な耐震化を促進する計画としています。飛騨市地域防災計画及び飛騨市耐震改修促進計画について、お伺いいたします。

1つ目、孤立地域防止対策について。地域防災計画において、「市域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、それらに沿って小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。」としています。地域防災計画の孤立地域防止対策では、「1、通信手段の確保、2、孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク、3、孤立予想地域の実態把握、4、避難所の確保、5、備蓄、6、別荘利用者等の孤立情報の把握、集約等の防止対策を推進する」と述べられています。災害時に孤立した地域で一番不安になることは、食料や水、衣料品などの生活必需品が不足することだと言われています。また、孤立地域においては、情報が伝わりにくく、情報が得られない、救援物資が届くまでの時間がかかるため、不安を感じる方も多いようです。これらを踏まえて2点質問いたします。

1、防災通信設備等の整備について。移動体通信（携帯電話、衛星無線電話）のサービス未接続地域の解消に向け、整備促進するとありますが、未整備地域は何地域あり、解消する時期をどのように見込んでいるか。また、アマチュア無線局との連携により、非常時における情報伝達協力者名簿の作成を行うとなっておりますが、その進捗度合いを伺います。

2、備蓄について。大規模な災害が発生した場合は、孤立地域への支援には時間を要すると考えられます。孤立地域の備蓄は、防災備蓄倉庫を設置して、緊急食料及び生活必需品の公共備蓄を行う必要があると考えますが、市の見解を伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

高見危機管理監。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それではまず、通信のほうからお答えいたします。飛騨市において、携帯電話のサービス未提供地域は、河合町の下小鳥ダム周辺地域、宮川町の池ヶ原湿原周辺地域、神岡町打保谷以東の地域ですが、いずれも地域の住民は居住しておりません。携帯電話キャリア各社の回答では、令和5年6月現在、飛騨市内の集落や、実際に居住者のいる住宅へのサービスは提供されているとのことであり、市としても同様の認識をしています。また、アマチュア無線の登録は飛騨市内で235局が登録されており、その中に飛騨古川アマチュア無線クラブがありますが、現在のところ、市としての名簿作成等はしておりません。これは飛騨市内で各家庭での固定電話の普及、携帯電話キャリア各社による携帯電話サービスの未提供地域の解消に加え、ケーブルテレビ、メール、SNS、防災無線等、各種媒体による情報提供が行われており、通信情報面での孤立については、おおむね解消されているものと認識していることによるものであります。

続きまして、備蓄についてお答えします。市の食料等備蓄品整備の考え方は、行政区等自主防災組織に居住する住民数の20%の2日分を区長自治会長等に交付して保管を依頼しており、この中には孤立化が予想される自主防災組織も含まれております。また、市備蓄分として、人口20%の1日分を17か所の市指定避難所の防災コンテナに保管をしており、これらが公共備蓄となっております。さらに、各家庭でも3日分の備蓄品準備を推奨しております。岐阜県の地域防災計画によりますと、災害発生から4日目以降に、県等からの援助が到着する計画であり、加えて、孤立化地域には優先して県防災ヘリ、自衛隊ヘリ等を配当する計画で、市備蓄品に加え、これらによる救援により対応するように計画をしております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○8番（徳島純次）

1点目の通信設備に関してですが、今、電話等でほとんどカバーされていて必要ないということでしたが、電話にしる、それからそれらのものにしる、大きな災害が起きて、道路が遮断されて、さらに停電が起きれば、電源が切れます。そうすると大きなものに関しては数日もたないうちに電源がなくなりますし、携帯電話も長くもつとは考えられませんので、そういう地域には、移動型の発電機、携帯型の発電機等が設備されていて、災害時にその電源によって携帯電話等の充電がされるというような設備が整っているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

議員ご指摘のとおり、大規模災害時の停電というのは深刻な問題であると認識をしております。その意味で、まず市備蓄品の中に発電機と充電器を含めて備蓄するようにして、既にお渡しは終わっております。また、各送電会社も停電に対しては深刻に考えておりまして、孤立対策として送電線の迂回ルート等の設定等のバックアップの処置を実施しております。加えまして、電力各社、携帯キャリア各社から、災害時の給電車の対応等を受けるようにしております。以上によ

て停電対応を考えております。

○8番（徳島純次）

最初に聞くべきでしたが、孤立地域は、飛騨市は何か所と想定されていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

令和5年1月1日現在で45か所ということになっております。これは県の孤立化台帳によるものであります。

○8番（徳島純次）

キャリア関係の業者が、そういう電話関係の通信を確保するというのでやられているのはよく分かりますが、その45か所の孤立地域全てが一斉に孤立するとは考えにくいとは思いますが、ただ大きな災害、例えば、跡津川断層が動いたと仮定すると、飛騨市は大きな被害を受けます。震度7のところもありますし。そうすると道路遮断は各地で起きるだろうと思われまして、先ほど言った電源の遮断も多く起きると思います。そのときにキャリアの方で中継局になる移動車を出して、それらを全部カバーできるかという、なかなか難しいんじゃないかなと思いますし、中継されている局なんかもやられればですね、停電が復旧しても、すぐには通信回線は回復しないというふうに思われるんですが、そういうときに電源が回復してすぐ役に立つと思われるのはアマチュア無線だと思うんですね。アマチュア無線のほうは、電源さえ来ればアマチュア無線を開始することもできますし。そうするとアマチュア無線が活躍する場面というのも結構考えられると思うのですが、その辺のことはどう考えられていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

アマチュア無線につきましては、先ほど答弁の中で申し上げました235局の登録があるんですが、通信局に問い合わせをしましても、識別番号までは教えていただけるんですが、個人情報理由にして、氏名あるいは住所等は一切開示できないという回答で、以前は名簿を作成する業務はしていたようなんですが、個人情報保護法ができて以来、それはもうできないということで、住所あるいは氏名等が分からない状態で、アマチュア無線に期待するというのは非常に難しいという認識をしております。

○8番（徳島純次）

アマチュア無線の方に呼びかけをして協定を結ぶ、もしくはそういうものを市のほうに登録してほしいとアマチュア無線家に呼びかけて、こちらから呼びかけを行って登録をしてもらう、そういう方法もあると思うのですが、アマチュア無線の協会みたいなどに聞くだけでなく、こちらから能動的に働きかけをするという方法もあると思いますが、その辺はどうですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

議員ご指摘のとおり、市のほうから依頼をするということは、今後検討してみたいと思います。

○8番（徳島純次）

ぜひそういうふうにして、少しでもリスクを少なくしてほしいなというふうに思います。

それから備蓄関係ですが、個人で、各家庭で3日間程度持つというのも理解していますし、市の方で自治会等に、もしくは自主防災組織等に備蓄品を配布しているのも十分承知していますが、先ほど言った45か所の孤立地域に、市としての防災備蓄倉庫みたいなものは設置されているんですか。それとも、それは今までの個人のもので、もしくは先ほど言われた県からの援助でしのげるというふうに考えられているんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

先ほど申しあげました45か所の孤立化予想地域につきましては、避難所をそれぞれ指定しております。その避難所、例えば地区の公民館とかお寺とかがありますが、そちらに保管をいただいている状況です。そういう意味では備蓄倉庫というものはありません。ただ、量的にも住まわれている方が10人とか20人とかそういう規模ですので、備蓄倉庫を置くほどの物量ではないので、そういう形になっております。

○8番（徳島純次）

先ほども言いましたけど、一番不安に思われるのは、情報が入ってこないということは非常に大きなものだというふうに考えているのですが、先ほどのように電源が遮断されて、さらに道路も遮断されてというときにですね、電話の電源もなくなり、通信回線のほうも遮断されている状況での孤立地域への情報提供をどういうふうにするのか。もしくはそういう、遮断されて以降、情報が一切入らないような状況は一切つukらないというのか、その辺はどうなんでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず停電対策につきましては、冒頭の答弁で申しあげましたように、いろいろ工夫をしているところでありますし、それぞれ県も携帯電話各社、電力会社も認識しているところです。ただ最悪の想定として全て切断された場合、これにつきましても、一応計画はありまして、「使者」、使う者と書きますけれどもそれで、空からビラをまくという古典的なものでありますけれども、そういうことも計画に入っております。ただ、それは一方的な情報提供ということになりますので、相手側からの通信については、今後、さらに検討を深めてまいりたいと思います。

○8番（徳島純次）

発電機が各備蓄品にあるということですが、そのときは、燃料も同時に備蓄されているんですか。それでは、ぜひ万全の体制をとっていただいて、孤立した地域の方々が不安にならないような政策をよろしくお願いします。それでは2番目に移ります。

土砂災害予防対策について。近年、世界各地で大雨による洪水や干ばつなどの自然災害が毎年のように起きています。日本においても、5月31日から6月2日、梅雨前線、線状降水帯による大雨及び台風2号による豪雨被害などが記憶に新しいところです。これらの近年頻発する豪雨災害や、将来の豪雨災害に備える上で、その背景にある地球温暖化の影響を考慮しておく必要があ

ります。飛騨市地域防災計画に、「急傾斜地や溪流からの集中豪雨による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、災害時要配慮者関連施設が立地する箇所及び避難所・避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。」としています。神岡町土砂災害ハザードマップを見ますと、飛騨市民病院、特別養護老人ホームたんぼぼ苑、神岡消防署、神岡小学校、旭保育園、老人福祉センター割石温泉などの施設が土砂災害警戒区域内にあります。特に飛騨市民病院とたんぼぼ苑は、土砂災害特別警戒区域に一部かかっています。急傾斜地の山を背に立っている飛騨市民病院、急傾斜地・石垣を背にしているたんぼぼ苑は、線状降水帯による豪雨が発生すると、土砂災害の危険性は高まると予想されます。今後、豪雨が発生した場合の安全性を確保するために、崩壊土砂防護柵、崩壊土砂防護補強土壁、落石防護柵、覆式落石防護網等の対策があると思われませんが、危険性の評価と危険性の軽減をどのように考えられているか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは土砂災害予防対策についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、飛騨市民病院、たんぼぼ苑は一部が土砂災害特別警戒区域になっており、要配慮者が使用するこれらの施設が危険な場所にあり、速やかに危険性を軽減する必要があるものと認識をしております。このうち飛騨市民病院につきましては、既に県の計画で2021年度より擁壁工とのり面工により保全しようという、急傾斜地崩壊対策事業が進められており、本年度はその事業の3年目になります。たんぼぼ苑については、旧神岡町時代に急傾斜地崩壊対策工事がなされており、さらにその上流部には、寺ナギ砂防堰堤が設置されております。一方で、両施設ともにソフト面での安全確保も必要であり、市の指導で、避難確保計画作成の指導と計画の確認、避難訓練の実施を確認し、災害時に安全に避難できる体制構築を指導しております。さらに、要配慮者等は避難に時間がかかるため、高齢者等避難を発令する前に避難準備情報を発表し、早期から避難の準備をし、安全に避難できるよう、早期情報提供に努めております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○8番（徳島純次）

飛騨市民病院のほうは今、県のほうで対策工事をされているということですし、たんぼぼ苑のほうは、旧神岡町時代に処置をされているということでしたが、これは全国のものですが、昨年の土砂災害を見ますと、全体で795件発生しているというふうに、国土交通省、砂防部資料には載っています。この内訳が、土石流が198件、地滑りが41件、崖崩れが556件というふうに載っています。それから大雨等ではなくて、積雪、融雪による土砂災害も発生しています。12件ですけども、これは地滑りが9件、崖崩れ3件。それから大雨によるものが、先ほどの内訳になるのですが、土石流が9件、地滑り14件、崖崩れ105件というふうになっております。これは今、どちらかと言うと水関係ですね。水による土石流とか地滑り、それから崖崩れというものが載っていますが、このほかに、先ほどありました地震、大きな地震が来れば当然危ない崖等は崩れてくるかなとい

うふうに思われます。飛騨市民病院の裏手の山も、結構大きな岩が露出していますし、それからたんぼぼ苑の裏側もかなり高い崖というか、石垣になっています。これ、今、雨による災害というのは、処置をされると思うんですが、大きな地震、揺れが生じたときに崖が崩れてくるだとか、それから、今のような山の中腹にある岩、これが落ちてくるだとか、そういうような危険性というのは考慮されているのかどうか、その辺をお伺いします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず危険性の認識なんですけれども、いずれの施設につきましても、急傾斜地、要は崖崩れを主体としたもので設計をされております。当然、その中には落石等も含まれておりますので、県のほうでそれを考慮して工事を行っているという状況です。一方、たんぼぼ苑については土石流の対象地域でもあり、その予防として、上流部に寺ナギ砂防堰堤を造って、もう完成しているという状況です。このように起こり得る災害を県のほうで想定して、必要とする工事をされているという認識をしております。

○8番（徳島純次）

先ほど飛騨市民病院もたんぼぼ苑も、ハード面だけではなくてソフト面でも対応されているというふうに伺いましたが、雨による土石流だとか土砂崩れ、崖崩れ等についてはありましたが、今のソフト面に関して言うと、地震って予測がつけばいいですけど、つかないので、急に大きな地震が来て、崖が崩れてきたというときのものに対しては、ソフト面ではあまりカバーできないんだろうなと思うんですね。一旦起きた後、どう退避するかというのは分かるんですが、起きる前に処置をしましょうということではできないと思うんですが。その辺から考えると、ソフト面だけではやはり難しい面があると思いますので、ハード面についてもしっかり対応を取っていただきたいなというふうに思います。それでは3点目に移りたいと思います。

3点目、町の耐震化について。建築物の耐震化は、地震による被害を最小限に抑えるために必要です。国土交通省によると、所有者一人一人が自らの問題として意識して取り組むことが重要であり、所有者による耐震化を支援しています。また、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率に係る現在の目標は、令和7年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消するであり、社会資本整備重点計画として挙げられています。飛騨市は、飛騨市耐震改修促進計画に基づいて、耐震化を促進するとしています。飛騨市耐震改修促進計画の第二次計画、平成29年9月策定ですが、において、令和2年度に住宅総数8,000戸のうち、耐震化されている住宅の割合を75%とし、目標を達成するためには約290戸の耐震化をする必要があります。耐震化の重要性、必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策に取り組まれてきましたが、平成30年時点の達成状況は、耐震化されている住宅の割合は71%。これは平成30年住宅土地統計調査及び日本木造住宅耐震補強事業者協同組合発表の統計値を参考に推計されています、と目標に達していません。これを踏まえて、2点お伺いします。

1点目、耐震化の推進の評価と今後について。平成25年度から令和2年度までの5年間に木造住宅耐震診断、これは無償ですが、を受けられた件数は106件、木造住宅耐震補強工事費補助を受けられた方は7件と、目標290件には遠く及ばなく、第三期計画、平成31年度から令和7年度まで

においては、耐震化されている住宅の目標を80%、耐震改修、建て替えをする住宅が528戸と設定されています。平成31年から令和4年度までの3年間に耐震診断された方は46件、耐震補強工事費補助を受けられた方は9件が実績です。これを踏まえて、令和7年度の達成に関してどのような見解をお持ちか、また、耐震化の進まない要因として、経済的負担、高齢者世帯のみの増加、家族構成の変化、防災意識の希薄を挙げられ、これに対する耐震化を促進する施策に取り組まれています。現時点までの実績の評価と、今後の対応を伺います。

2点目、耐震化に関する啓発及び知識の普及について。飛騨市地域防災計画の災害に備える対策の項目に、市は防災関連機関などと連携し、地震被害想定調査結果から、地震時の災害をイメージし、具体的な対策を講じておく必要があると述べられています。岐阜県における震度5以上の地震は、昭和44年9月9日に岐阜県郡上郡、益田郡を中心に発生した美濃中部地震を最後に、今日に至るまで、岐阜県内では震度5以上の地震を経験していません。このときの飛騨北部の震度は震度3、微震でした。内閣府防災情報のページの特集、「なぜ、自宅の耐震化が進まないのか？」に、「既存不適格建物の建替えや、耐震補強（改修）の推進が進まない最大の理由は、「災害イメージネーション」の低さです。発災時の季節や天気、曜日や時刻、自分の立場や役割、さらに服装などの条件を踏まえたうえで、発災からの時間経過にともなって、自分のまわりで起こる状況を具体的に想像する能力が低いのです。効果的な防災対策は、「災害イメージネーション」に基づいた「現状に対する理解力」と「各時点において適切なアクションをとるための判断と対応力」があってはじめて実現します。人間は、イメージできない状況に対する適切な心算や準備などは絶対にできません。災害イメージネーションが低いと、耐震補強をはじめとする事前対策の重要性を認識できないので、どのように環境を整えても進展しません。一般市民の災害イメージネーションの低さが、最適な事前、最中、事後の対策の具体化を阻んでいる点にあるといえます。」とあります。飛騨市は100年以上、震度5以上の地震に見舞われていなく、死傷者の発生、建物の倒壊、破損、崖崩れや山の崩壊などの実体験がなく、建築物等の耐震化の必要性に関しても身近に感じず、自分ごととして捉えられないのではないかと思います。この点を踏まえて、耐震化に対する啓発及び知識の普及の方法が現行のままでよいのか検討する必要があると考えますが、市の考えを伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

耐震化のご質問です。まず1点目の耐震化の実績と今後の対応についてお答えいたします。令和3年3月に改正しました、第三期飛騨市耐震改修促進計画では令和3年度から令和7年度までの5か年計画として、住宅の耐震化及び多数の方が利用する建築物の耐震化を推進しています。本計画の目標設定及び実績評価につきましては、5年ごとに総務省が行う住宅土地統計調査のデータを使用しており、前回調査された平成30年のデータを計画当初の数値とし、木造住宅耐震化目標としましては、平成30年実績71%、5,792戸を、令和7年度計画で80%、6,320戸まで引き上げる計画としております。実績につきましては、令和4年度までの木造住宅の耐震補強工事が9件、建て替えをした住宅が43件であり、耐震化された木造住宅は約1%増加したことになります。

ただし、既存住宅に居住されず、他の場所に新築された場合などのケースがあるため、実際にはさらに耐震化率は増加していると想定されますが、目標値である9%増には届かない状況にあると考えております。そのため耐震化の仕組みや支援制度について、広報、ホームページ、同報無線などによる周知を行うほか、古い住宅が密集している地域を普及啓発重点地区として、個別訪問を行っており、令和4年度には、ポスティングを含む214件の個別訪問を行いました。しかしながら住宅の耐震診断及び補強工事の実績は非常に少なく、成果につながっていない状況です。今回、個別訪問等の際に、耐震化をされない理由を聞き取り調査したところ、改修工事費が高いこと、高齢者世帯の増加や子供の世帯分離により家族の後継ぎがないこと、耐震化の必要性を感じていないこと、といったご意見を伺っております。また補強工事には過去の実績から平均500万円～600万円ほどかかることが分かっており、市の補助金120万円を活用しても多額の負担となるため、工事着手をちゅうちょされるような状況です。耐震に適合しない老朽化した住宅は、耐震化工事を行うよりも、建て替えや新築される傾向にあるため、市の住宅新築購入助成金などの支援を充実するとともに、今後、費用面において、比較的対応しやすい耐震シェルターなど、住宅の一部を改修する方法も、他の自治体の情報収集や研究を進めながら、少しでも人的被害の軽減につながるよう対策を検討してまいります。

次に2点目の耐震化の啓発と知識の普及についてお答えします。災害イメージーションや、危機管理意識の低下は、議員ご指摘のとおり、耐震化が進んでいない大きな要因であると考えており、耐震化への意識向上については、今後も様々な角度からアプローチしていくことが重要であると考えております。こうした点も踏まえ、令和4年度には県の建築指導課と連携しまして中学生を対象とした耐震学習会を実施したところ、紙工作による耐震実習など、建物の構造を分かりやすく理解してもらう機会を設けたことで、先生方や子供たちからも高評価をいただいたところです。このような体験学習会は耐震化への意識を高める上で非常に有意義であると思われまので、今後、幅広い年齢層に受けていただけるような機会を設け、県や各団体と連携しながら、さらに進めてまいります。あわせて、これまで地道に進めていました個別訪問などについても、耐震化の理解を深めるためには不可欠であると思っておりますので、これらについても粘り強く前向きに取り組んでまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○8番（徳島純次）

令和7年度の目標が80%で、平成30年度の調査の結果が起点となってやるわけですが、そのときに計算しますと、280戸の数値が合わないのですが、これは取り壊すもしくは住まなくなるというふうに見ている数字でしょうか。実は、先ほど言われた数字から、令和7年度には耐震化されている住宅が5,792戸、それから改修、建て替えで528戸で、先ほど言われた6,320戸になりますが、そのほかに耐震が不十分な住宅が1,580戸というふうになります。足してもですね、平成30年度の数値に比べて280戸少ないんですが、この数値は、取り壊されたというふうに見ているのか、それとも住まなくなったから計算外にしているということなのか、どちらでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

耐震化率を出すときに、住まなくなった空き家というのは、実際に分母の数字から外れますので、そういった空き家になった部分はその部分に反映されているというふうに思います。

○8番（徳島純次）

まちの安全を考えると、確かに耐震化から外れるんですが、非常に危ない住宅でまだ建っている、空き家として潰すまでには至ってない、でも耐震化が不十分だ、地震が来たら潰れる可能性があるという、こちらのほうにも何らかの手を入れていただかないと、安心安全なまちづくりにはならないと思うんですね。この辺も考慮したうえで、耐震化計画を立てていただきたいな、今後そういうものも、耐震化を進めていっていただきたいなというふうに思います。

それと、普及計画は確かにおっしゃられたとおりだと思いますし、なかなか個人のマインドなので進まないのだろうと思うんですが、先ほど言われた体験型というのは非常にいいんじゃないかなと。私も実は耐震車に乗って、震度7というのはこんなにすごいものかというふうに経験しました。やはり目の前で起きたのを見るのと、自分で体験するのは、またちょっと違うと思うんですね。テレビで見ているのと自分が実際に体験するのでは随分違うと思いますので、機会を捉えてそういう耐震車を生徒だけではなくて、やはり市民の方にもしていただくと、実際、耐震化を決断される方は成人の方なんですね。そういう方にも耐震車とか、そういうものを経験していただく。もしくは耐震車に家具をつけて、震度で揺らすとどういうふうに家具が動くのかというふうなものを目の前で見せると、随分違うと思うんですね。ぜひそういうものもやっていただきたいと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

やはり実体験するというか、体で体験するというのは非常に効果があると思っております。防災訓練とかいろんなイベントでブースを設けたりしながら、そういった体験ができる、そういうメニューを考えながら、人が集まるような場所、そういう機会をうまく利用しながら、PRをやっていきたいと思っております。

○8番（徳島純次）

防災訓練等のイベント以外のイベントでも、そういう耐震車等は来てくれると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。安心安全なまちづくりに向けて、ぜひ耐震化促進をよろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問を終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で8番、徳島議員の一般質問を終わります。